医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 一～十　（略） 十一　ニタルソンを有効成分とするもの 十二・十三　（略） 十四　ニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とするもの 十五～十八　（略） 十九　ロキサルソンを有効成分とするもの 二十　（略）	別表 一～十　（略） （新設） 十一・十二　（略） （新設） 十三～十六　（略） （新設） 十七　（略）

（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正）

第二条　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

別表第３（第２条から第４条まで関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
（略）	（略）	（略）
ニトロフラゾンを有効成分とするもの	（略）	（略）

改正後	改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤	かれい目魚類（体重50ｇ以下のもの）	水１ｔ当たり10ｇ以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前２日間
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

別表第３（第２条から第４条まで関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
（略）	（略）	（略）
ニトロフラゾンを有効成分とするもの	（略）	（略）